

# 避難のタイミング

町は、みなさんに生命の危険が及ぶと判断した場合、避難情報を発令し避難を促します。

## 避難を伝える3つの情報 覚える!



令和元年5月より、町が発令する避難情報と、気象庁等が発表する防災気象情報には、5段階の警戒レベルが記載されるようになりました。また、令和3年5月より、町が発令する避難情報が変更になりました。（「避難勧告」は廃止され、「避難指示」に一本化されています。）避難情報に関する説明は、以下のとおりです。

避難情報等	避難等の住民がとるべき行動	警戒レベル
<b>緊急安全確保</b> <sup>※</sup> <small>※災害の発生・切迫を把握できた場合に、可能な範囲で発令【町が発令】</small>	すでに安全に移動・避難ができず、命が危険な状況です。命を守るための最善の行動を取ってください。	警戒レベル <b>5</b>
<b>&lt; 警戒レベル 4 までに必ず避難！ &gt;</b>		
<b>避難指示</b> <small>【町が発令】</small>	災害の危険がある場所から、全員立退き避難してください。ただし、自宅等の屋内でも身の安全を確保できる場合には、自身の判断で屋内に留まることも可能です。	警戒レベル <b>4</b>
<b>高齢者等避難</b> <small>【町が発令】</small>	避難に時間のかかる高齢者や障がいのある方は、危険な場所から避難を開始してください。その他の方は避難の準備を始め、危険を感じる場合は自主的に避難を開始してください。	警戒レベル <b>3</b>
<b>大雨注意報・洪水注意報 など</b> <small>【気象庁が発表】</small>	災害に備え、ハザードマップなどで自らの避難行動を確認しましょう。	警戒レベル <b>2</b>
<b>早期注意情報</b> <small>【気象庁が発表】</small>	災害への心構えを高めましょう。	警戒レベル <b>1</b>

※必ずしも、警戒レベル1～5の順番で発表・発令されるとは限らないのでご注意ください。これらの情報が発表・発令されていない場合でも、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。

## 命を守る避難行動 身を守る!



「避難しよう」と判断するのはあなた自身です。災害はいつでもおとずれることを強く認識してください。早め早めの避難行動が命を守ります。

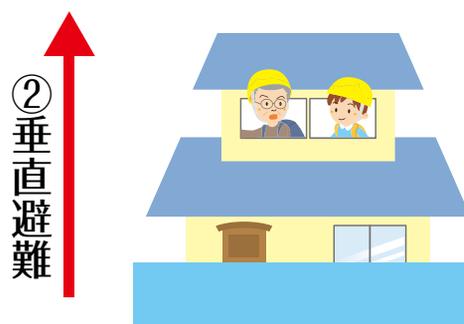
### 移動が可能 ①水平避難 (立退き避難)



例えば..

- 親戚や知人の家へ
- 指定避難所、指定緊急避難場所へ
- 近所の高い建物や鉄筋コンクリートの強固な建物へ

### 移動が困難 ②垂直避難



例えば..

- 自宅内や近所の高い場所へ
- 山側(斜面)から離れ、可能であれば建物の二階以上へ